

# ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 37

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央4丁目16-2

稚内市保健福祉センター2階

電話 0162-23-4133

## ○稚内市に連続して架空請求メールが！

- 6月某日、稚内市に居住する複数の方から携帯電話に『重要、有料動画サイトの未納料金があります。本日連絡ない場合、法的措置に移ります。』との架空請求メールが届いたと相談がありました。「**未納の有料サイト代金がある**」は**詐欺**です！！これからも稚内署管内で詐欺のメールが届く可能性がありますので、十分に注意してください。また、このようなメールが届いたら、すぐに警察か家族へ相談しましょう！！  
(情報提供元：稚内警察署)

## ○速報！コンビニ払いを指示する架空請求にご注意を！

- 全国の消費生活センターでは、携帯電話やパソコン等に「有料サイトの料金が未納なので、料金を支払わないと法的手続きを取る」等の電話やメール等が突然届くといった**架空請求**に関する相談が**増加傾向**にあります。  
これまでの架空請求の支払手段としては、クレジットカードや銀行振込のほか、消費者に購入させたプリペイドカードの番号を業者に伝えさせる事例(いわゆる「**プリカ詐欺**」)がみられましたが、**最近**では、詐欺業者が消費者に「**支払番号**」を伝え、コンビニの店頭でその番号を使って料金を支払わせるという**コンビニ払い(コンビニ収納代行)の仕組みが悪用**され始めています。十分、注意しましょう！！  
(情報提供元：国民生活センター)

## ☆ネガティブ・オプション(送りつけ商法)～その対処法は？

■注文した覚えのない商品が、事業者から**一方的**に送りつけられてくることを、**ネガティブ・オプション(送りつけ商法)**と呼んでいます。この手の問題点は、商品と一緒に振込用紙や請求書を同封して送りつけ、「購入する意思がないのであれば、返送して下さい」、「返送しないのであれば契約は成立しますので、指定の口座に代金を振込んで下さい」といった、いかにも**契約が成立したかのような態度**で消費者を困惑させます。ネガティブ・オプションの対処法は至って**極シンプル**です。とにかく**無視**することで～す！！また、送りつけられた商品は、送付のあった日から「**14日間経過**」すると**法的に自由に処分**することができますので、そのままの状態でも保管しておきましょう。

# 相談事例(稚内市消費者センター)

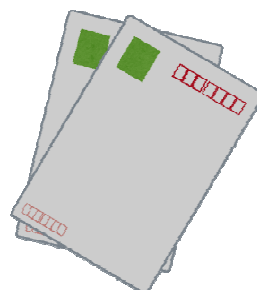
## ●「訪問購入」とクーリング・オフ

### 【 相 談 内 容 】

某日、自宅に「不用な古着や貴金属はないですか」という電話が買取事業者からきた。使っていない**ネックレス**があったので「1本ある」と答えると、「**買取りに伺いたい**」と言われ承諾をした。1時間半ほど後に、業者が家に来て、「**ネックレスの他にないですか**」と聞かれ、**指輪とブレスレット**の合計8点を、ある程度の金額で**買取り**してもらった。その際、**契約書面**も受け取った。しかし、落ち着いて考えると安く売ったことを後悔し、同居の親族とも相談をし、契約書面に記載されていた「**クーリング・オフ**」をし、品物を戻して貰おうと思い相談(来所)に伺った。

### 【 対 処・結 果 】

当消費者センターより、**事業者**(東京)に架電し、相談者が「**クーリング・オフ**」を申し出ている旨を伝えた。業者は了承をし、買取りした品物の確認ができ次第、宅配業者にて返却することによって、品物を受けとった際に、受領したお金を宅配業者に渡して欲しいとのことであった。そこで、相談者には「**クーリング・オフ**」のはがきの書き方の説明等を懇切丁寧にし、簡易書留で出すようにと指導助言をした。数日後、センターより相談者に電話をして品物受領を確認し、終了となった。



困った時は稚内市消費者センターにご相談ください。

電話・FAX 0162-23-4133 (稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階)

☆☆☆ 無料法律相談の活用を! ☆☆☆

稚内市では「**無料法律相談**」を毎月1回(原則、第2日曜日)実施しています。  
○相談時間は午前11時から午後3時までです。(相談時間は1人25分)  
○事前申込みが必要ですので、相談を希望される方は下記までご連絡下さい。

向う3ヶ月の【**実施日**】 8月21日 ・ 9月11日 ・ 10月16日

★稚内市くらし環境課市民生活グループ 電話(直通) 23-6413